

## 銚田市地域おこし協力隊募集要項

### 1 募集の目的、主な活動内容及び人数

銚田市は、3大都市圏などの都市部に生活の拠点を置く人材を誘致し、地域力の維持強化を図ることを目的として、地域おこし協力隊を募集します。

○募集人員 1名

○主な活動内容

- ①移住・定住に関する業務
- ②地域の魅力向上に関する業務
- ③観光振興に関する業務
- ④農業支援に関する業務

に関する業務の4つです。その他、次のような活動があります。

- ・市が主催する行事への参加
- ・地域が主催する行事への協力
- ・活動情報等の発信（ブログ、ツイッター、フェイスブック等）

### 2 募集条件

- (1) 平成31年4月1日現在で年齢22歳以上35歳未満の男女
- (2) 現在、都市地域等（※1）に居住し住民登録しており、隊員として活動決定後は銚田市内に生活拠点及び住民票を移すことのできる方
- (3) 心身が健康で、地域住民等とのコミュニケーション図れ、地域協力活動に興味のある方
- (4) 普通自動車免許を有しており、日常的に運転をしている方
- (5) 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル等）ができる方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠落事項に該当しない方

※1 地域おこし協力隊員の地域要件については、

【URL [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000335888.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000335888.pdf)】を参照ください。

### 3 勤務地（活動地域）

銚田市役所又は業務に関連する市で指定する場所等（PRなどで市外の活動あり）

### 4 活動時間及び活動日数

- (1) 活動時間 8時30分から17時15分（内1時間の休憩を除く）の7時間45分が基本となります。業務の内容により、活動時間が変わる場合があります。
- (2) 活動日 隊員の活動日は、原則週5日間とし、銚田市臨時職員取扱要綱（平成17年訓令第20号）に規定する職員の例によります。

## 5 雇用形態

銚田市との雇用関係あり（臨時職員）

※地域おこし協力隊として銚田市長が委嘱します。

## 6 雇用（任用）期間

雇用（任用）期間は、雇用開始日から平成32年3月31日までとします。

※最大3年間（平成34年3月31日まで）の再任用が可能です。

各年度が終了する前に、ヒアリング等により次年度の意向調査を行います。

## 7 賃金等

賃金及び社会保険等の条件は下記のとおりです。その他の条件は、銚田市臨時職員取扱要綱及び銚田市臨時職員給与取扱要綱の規定に準じます。

(1) 賃金：168,000円/月

※月に21日勤務した場合

(2) 社会保険等：厚生年金、健康保険、雇用保険 ※自己負担が発生します。

## 8 住居について

居住地は銚田市内においてご自分で用意していただきますが、月額40,000円を上限に家賃補助をおこないます。（ただし、転居にかかる費用や生活必需品、光熱水費は自己負担になります。）

## 9 車両について

自家用車をお持ちでない方には、銚田市が用意する公用車を貸与します。

※貸与された場合の車両の利用については、基本的に活動期間中（通勤）に使用できるものとなりますが、私的に使用する場合には別途、ご自分で保険加入が必要となります。

## 10 募集期間

平成31年6月28日（金）までとしますが、応募状況により随時受け付けます。

## 11 選考の流れ

募集期間中に、必要事項を記入した別紙応募用紙等を下記の申し込み先まで郵送してください。

### 【提出書類】

①銚田市地域おこし協力隊応募用紙

②住民票の写し（平成31年4月1日以降のもの）

③普通自動車免許証の写し

1次選考：提出書類による書類選考。合否を文書で通知します。

※必要に応じ電話等で問合せを行うので、連絡が取れる方法を応募用紙に記載してください。

2次選考：1次選考合格者を対象に面接審査（銚田市役所を予定）

※面接審査会場までの往復に係る交通費等については、応募者の負担とします。  
※面接審査により可否の判定を文書で通知します。

○ 申込み・問合せ先

〒311-1592

茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市総務部まちづくり推進課総合戦略係

電話 0291-33-2111 (内線 1303)

FAX 0291-32-4622

Email [hokomail-c10x@city.hokota.lg.jp](mailto:hokomail-c10x@city.hokota.lg.jp)